入札者注意書

四国森林管理局

入札参加者は、入札公告書、契約書案、本書記載事項等、当局が提示した条件を熟知の上、入札して下さい。

1　入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）その他の入札に係る法令に抵触する行為を行ってはならない。

2　入札者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

3　入札者は、落札決定前に他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

4　入札書及び添付が必要な場合には入札内訳書(以下「入札書等」という。)は所定の用紙を使用し、入札物件番号毎に別葉とすること。

5　入札金額は、入札物件番号毎に総額を記載することとし、入札書等には、入札者が消費税に係る課税業者であるか、免税業者であるかを問わず、各入札者が見積もった契約金額の１１０分の１００（軽減税率対象品目の場合には１０８分の１００）に相当する金額を記載すること。ただし、落札決定に当たっては入札書等に記載された金額に当該金額の１００分の１０（軽減税率対象品目の場合には１００分の８）に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額（契約金額）とする。

6　入札者は、入札書等提出前に入札参加資格者である証明書を提示すること。

7　入札参加者は、暴力団排除に関する誓約事項について入札前に確認をしなければならず、入札書等の提出をもってこれに同意したものとします。

8　紙による入札において、本人以外の代理人が入札するときは、入札前に予め委任状又は委任権限を証明した書類を提出すること。また、入札書等には代理人の記名又は代理人の署名を必ず行うこと。

9　所定の時刻を過ぎた入札書等は受理しません。

10　次の各号のいずれかに該当する入札書等は、無効とします。

ア　入札参加資格のない者のした入札

イ　紙による入札において、入札金額・入札者名（代理人を含む。以下同じ。）の確認ができないもの。

ウ　紙による入札において、入札書等に入札者の署名又は記名のないもの。

エ　紙による入札において、入札物件番号を付した場合にあっては、入札物件番号を確認できないもの。

オ　入札書等の記載事項を訂正したもの。

カ　郵便入札の場合にあっては、入札書等が定められた日時までに、指定された場所に到達しなかったとき。

キ　入札保証金（その納付に代えて提供される担保を含む。以下同じ。）が定められた日時までに納付がないか、又は納付金額に不足があるとき（但し、入札保証金の納付を免除した場合を除く。）

ク　暴力団排除に関する誓約事項について、虚偽又はこれに反する行為が認められた入札。

ケ　入札金額と入札内訳書で計算した総価が相違しているもの。

コ　その他入札条件に違反した入札書等。

11　一旦提出した入札書等は、その理由のいかんにかかわらず引換、変更又は取消をす

ることができません。
12　開札前に入札者から錯誤等を理由として、自らのした入札書等を無効にしたい旨の申し出があっても受理しません。また、落札宣言後は、錯誤等を理由に入札無効の申し出があっても受理しません。
13　開札は電子調達システムで行います。ただし、入札者又はその代理人が出席しないときは、入札事務に関係のない職員が立ち会って行います。
14　開札の結果、予定価格に達する者がないときは、直ちに再度の入札を行うことがあります。
15　予定価格が１千万円を超える製造その他の請負契約に係る入札については、低入札価格調査制度があり、次によります。
（１）予定価格が１千万円を超える製造その他の請負契約に係る入札において、落札となるべき者の入札価格によっては、当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあって、著しく不適当であると認められるときは、落札の決定を保留することがあります。
（２）前項の当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められる入札を行った者は、当発注機関の調査に協力しなければなりません。なお、調査の結果により、最低額の入札者であっても落札者とならない場合もあります。
（３）第１項により、落札決定を保留している期間中、入札者は入札を撤回することができません。
（４）第１項の場合において、後日落札者を決定したときは、入札者に通知します。
16　落札となるべく同価格の入札をした者が２人以上あるときは、「くじ」により落札者を決定します。
　なお、この場合、同価格の入札をした者のうち、電子調達システムで当該者が当該入札に立ち会うことができない場合又は、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ落札者を決定します。
17　契約の成立は、契約書に双方記名押印したときとします。
18　落札者が契約を結ばないときは、入札保証金又は入札保証保険証券が納付されている場合は当該入札保証金又は入札保証保険証券は国庫に帰属するもとのとし、入札保証金又は入札保証保険証券が納付されていない場合は落札金額（入札書に記載した金額の１００分の１１０に相当する金額）の１００分の５に相当する金額を違約金として徴収します。
19　入札者が連合し、又は連合するおそれがあり、その他入札を公正に行うことができない事情があると認めたときは、入札の執行を中止します。
20　入札者が入札場を離れる場合は、必ず入札執行者に連絡すること。
21　指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができます。
22　入札を辞退した者は、これを理由として、以降の指名等について、不利益な取扱いを受けることはありません。
23　指名を受けた者が入札を辞退するときは、その旨を、次により申し出ること。
　ア　入札執行前にあっては、入札辞退届を持参し、又は郵送する。
　イ　入札執行中にあっては、入札辞退届又は辞退する旨を明確に確認することができる書面を直接提出する。
24　この契約によって生じる代金の受領については書面による承認を得た場合を除き第三者に受領の委任をすることができません。
25　このほか不明の点は、入札前に問い合わせること。